

千葉市民会館再整備修正基本計画作成等業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

千葉市民会館再整備修正基本計画作成等業務について、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者に業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）を実施する。

2 委託件名

千葉市民会館再整備修正基本計画作成等業務委託

3 委託期間

契約日の翌日から令和8年9月30日

4 契約限度額

34,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

千葉市民会館再整備修正基本計画作成等業務委託に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

6 参加資格

単独の法人又は複数の法人による共同企業体であること。

なお、共同企業体である場合は、代表構成員を1者選定すること。

単独の法人の場合は、公告日現在において、次に掲げる要件を全て満たすこと。また、共同企業体にあっては、すべての構成員が要件を全て満たすこと。

（1）令和2年度以降に、同種同規模の基本計画の策定を目的とした業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。

（2）共同企業体にあっては、その構成員が単独事業者又は他の共同企業体の構成員として、本企画競争に参加していないこと。

（3）以下のアからサまでのいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等への参加が制限されている者。

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

ウ 企画提案書類の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同

- 法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- キ 地方税を完納していない者
- ク 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- ケ 対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に、国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている者
- コ 当該団体又はその役員が、千葉市暴力団排除条例（平成24年度千葉市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者である者
- サ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。

8 企画提案の手続き等

（1）スケジュールについて

No.	内容	日程
1	公募開始日	令和7年11月26日（水）
2	質問受付締切日	令和7年11月28日（金）
3	質問回答日	令和7年12月2日（火）
4	参加申込受付締切日	令和7年12月5日（金）
5	企画提案書提出締切日	令和7年12月16日（火）
6	選考委員会（プレゼンテーション）開催	令和7年12月19日（金）
7	優先交渉権者（契約候補者）の公表	令和7年12月24日（水）
8	契約締結日（予定）	令和7年12月26日（金）

（2）質問の提出について

本募集要項等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

- ア 受付期間 令和7年11月28日（金）午後5時まで
- イ 質問方法 下記電子メールアドレス宛に質問書（様式第1号）を提出すること。
なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない。
電子メールアドレス：kaikannsaiseibi@city.chiba.lg.jp
- ウ 回 答 本市ホームページに令和7年12月2日（火）午後5時までに掲載する。

（3）参加申込について

ア 提出種類

No.	書類名	備考
1	企画競争参加申込書（様式第2号）	単独の場合は2-1、 共同企業体は2-2を使用すること
2	共同企業体協定書兼委任状（様式第3号）	共同企業体の場合のみ
3	誓約書兼同意書（様式第4号）	
4	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	申込み時点において、千葉市入札参加資格名簿に登載されていない場合は、提出する。
5	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書	なお、書類の発行日は、参加申し込み日から3か月以内であること。
6	千葉県税の完納証明書	
7	秘密保持誓約書（様式第5号）	秘密保持誓約書のご提出と引き換えに敷地図、工程表をお渡しします。

イ 受付期限

令和7年12月5日（金） 午後5時までに必着

（土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受付）

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

また、事故等による未着等については千葉市では責任を負わない。

（4）提案書の提出

ア 提出書類

No.	書類名	備考
1	企画提案書表紙	
2	応募者の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績の記載は5件以内とする。 ・記載にあたっては、同種業務実績を優先すること。 <p>なお、記載内容から同種又は類似の業務と判断出来ない場合は、審査において加点しない。</p>
3	担当チームの実績	<ul style="list-style-type: none"> ・主任担当者の記載は1人、担当者は5人以内とする。 ・主任担当者の業務実績の記載は3件以内、担当者は2件以内とする。 ・記載にあたっては、同種業務実績を優先すること。 <p>なお、記載内容から同種又は類似の業務</p>

		と判断出来ない場合は、審査において加点しない。 ※記載した主任担当者及び担当者が人事異動等により、受託業務実施時に変更となる場合、同等の実績を持つ者をそれぞれ配置すること。
4	企画提案概要書	本要項「9 優先交渉権者（契約候補者）の選考方法」記載の評価項目別に内容を記載すること。
5	企画提案書	A4判、横置き縦置きは自由、両面可、20枚（40ページ）まで、図・表の使用可。文字の大きさは11ポイント程度。ただし、図面内に表記されている画像処理された文字は、読み取れれば可とする。
6	参考見積書	
7	参考見積額の積算内訳書	当該見積額について、業務量の目安に比べ著しく乖離していると判断した場合は、その妥当性を確認することがある。

【留意事項】

- ・正本1部 副本8部 を作成の上、郵送または持参にて提出。
なお、社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。
- ・企画提案書はホチキス留めや製本はせず、クリップ留めで提出すること。
- ・電子データでも提出すること
なお、Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、Microsoft Powerpoint形式又はPDF形式の電子データを電子メール（kaikannsaiseibi@city.chiba.lg.jp）に提出すること。
ただし、受信データのサイズの問題（本市の電子メール受信上限は10MB）等により、電子メールでの提出が困難である場合には、CD-ROM又はDVD-ROMにて1部作成の上、郵送又は持参にて提出すること。
- イ 提出日 令和7年12月16日（火）午後5時までに必着
(土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受付)
なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。
また、事故等による未着等については千葉市では責任を負わない。

ウ その他

- (ア) 参加申込みは、1者につき1案のみとする。
- (イ) 書類提出後の提案内容の変更は認めない。
- (ウ) 必要に応じて補足資料を求める場合がある。
- (エ) 参加申込み後に辞退する場合は、プロポーザル参加辞退書（様式6）を持参または郵送にて提出すること。

(5) 選考委員会について

- ア 実施日 令和7年12月19日（金）（予定）
- イ 出席者 主任担当者を含む3名まで
- ウ 内容 企画提案内容の説明及び質疑応答
- エ 時間 1者につき40分以内（質疑応答を含む）
- オ その他

- (ア) 選考委員会は非公開とし、実施方法（対面、WEB開催など）、日時等の詳細は参加申込の受付後に別途通知する。
- (イ) 選考委員会実施の際は、提出した企画提案書のみを使用すること。
- (ウ) 使用する備品等は、すべて提案者にて用意すること。（プロジェクター、スクリーン及びコンセントは千葉市にて用意する。）

(6) 優先交渉権者（契約候補者）の公表について

- ア 通知日 令和7年12月24日（水）（予定）
- イ 通知方法 企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知し、千葉市ホームページで公表。
ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する意義の申し立ては受け付けない。

9 優先交渉権者（契約候補者）の選考方法

- (1) 千葉市が設置する選考委員会の選考委員が審査基準に基づいて、提出された企画提案概要書等及び別途実施する選考委員会をもとに審査を行い、原則、合計点数が最も高い者を選考する。
なお、合計点数が最も高い者が複数となった場合は企画提案能力の点数が高い者を上位とする。企画提案能力の点数も同じ場合は、企画提案能力の中で諸室等の提案が高い者を上位とする。諸室等の提案の点数も同じ場合は、選考委員会の協議により優先交渉者を決定するものとする。
- (2) 合計点数が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を選考せず、再度、選考を行う場合がある。

(3) 参加申込者が1者であっても、同様な審査を行う。

(4) 選考にかかる審査項目及び配点は次のとおりとする。

【審査に係る評価項目、評価の着眼点】

評価項目 (配点)		評価の着目点 ※企画提案概要書
1	業務遂行能力 (5点)	応募者において、本業務と同種又は類似の業務実績を有しているか。
2	企画提案能力 (80点)	<p>【提案1】基本調査（20点）</p> <p>市民アンケートやワークショップなど幅広い層からの市民意見募集、運営や企画側の意見聴取など基本計画策定に向けての意見集約（アンケートの回数やアンケートの回収方法、ワークショップの対象、開催方法、開催回数等）などが効果的で優れた提案となっているか。</p> <p>【提案2】諸室等の提案（30点）</p> <p>現基本計画の「施設構成」を基本として、市民会館の諸室構成（小ホールの形式や席数、リハーサル室や会議室、練習室など諸室の機能）や配置、演者や利用者の動線などの整理について上記基本調査での市民意見等を取り入れつつ、千葉駅というターミナル駅至近の拠点性がもたらす効果や「千葉市基本計画」「千葉駅周辺の活性化グランドデザイン」など千葉市の施策と絡めながら的確に計画に反映させて、ゾーニングなどへ反映させる提案となっているか。</p> <p>【提案3】コスト・スケジュール等（20点）</p> <p>整備手法や運営方法等を含め、整備スケジュールが適切であるか。また、概算建設費に対する考え方、コストダウン要素等の提案が適切であるか。</p> <p>【提案4】協議支援（10点）</p> <p>JRとの協議、都市計画手続きに向けた調整など、本市に寄り添った提案となっているか</p>
3	実施体制・工程 計画 (10点)	本業務を確実に実施するための適切な人員配置、指導・監督体制が整備されているのか。
		想定される業務を工程に反映するとともに、適切な時期に実施を見込んでいる提案となっているか。

4	プレゼンテーション（5点）	説明は理路整然としており、わかりやすいか。 質疑に対する回答が的確なものとなっているか。
---	---------------	---

10 提案の無効に関する事項（不適格事項）

企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、無効または失格とする。

- (1) 事業者要件を満たさない場合
- (2) 本実施要領を遵守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案等の提出書類に虚偽の記載や、重大な誤脱があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が公募要件に示された条件に適合しない場合
- (6) 企画提案後、契約に至るまでの間に参加資格要件を満たさなくなるなど、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前号までに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

11 契約

（1）契約の締結

ア 本市と優先交渉権者（契約候補者）において、提案内容をもとに詳細な業務内容及び契約条件の協議を行い、当該内容を反映した仕様書により正式な見積書を徵収した後、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとする。

イ アの交渉が不成立の場合、本市と次点者において、アと同様な調整を行い、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとする。

（2）留意事項

ア 提案された内容をそのまま業務内容に反映し、契約するものではない。

イ 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

ウ 契約保証金が必要となる。ただし、千葉市契約規則（昭和40年規則第3号）第29条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

エ 業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に本市の承諾を得ること。

（3）守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報は、本市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

12 その他

- (1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、全て申込者の負担とする。
- (2) 提出書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平

成4年法律第51号)に規定する計量単位とする。

- (3) 提出された企画提案書等については、選考結果にかかわらず返却しない。
- (4) 企画提案書等は、千葉市情報公開条例(平成12年市条例第52号)の規定に基づき開示請求されときは、公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選考期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 企画提案の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、千葉市の事業者の選考の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 本企画競争に関連し知り得た情報は、本市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (7) その他、本事業遂行上発生した問題等については、千葉市と選考された事業者との協議のうえ、対応を決定することとする。

13 問い合わせ及び書類提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局生活文化スポーツ部文化振興課(千葉市役所高層棟8階)

電子メール: kaikannsaiseibi@city.chiba.lg.jp

担当: 榎本、伊藤